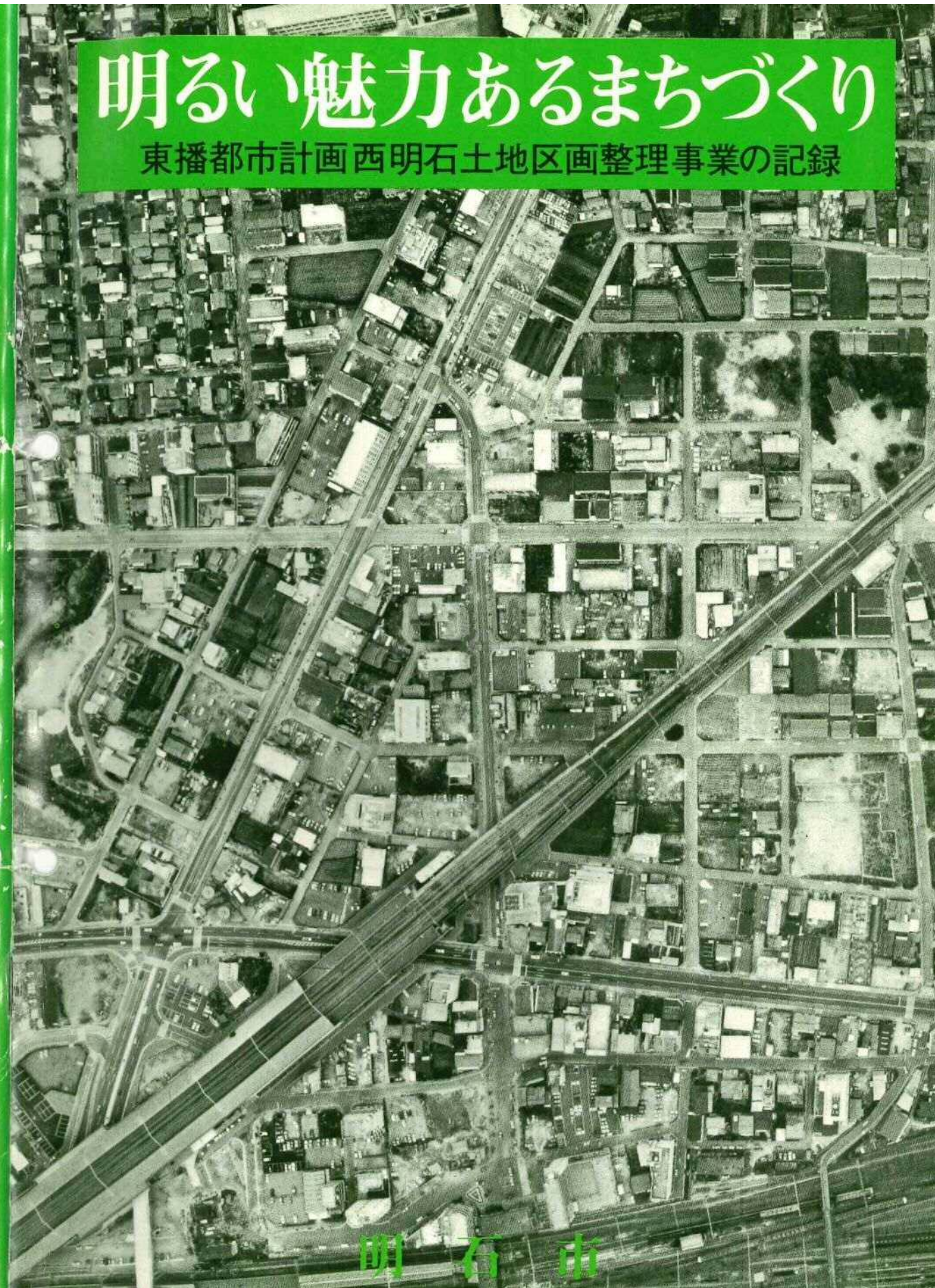
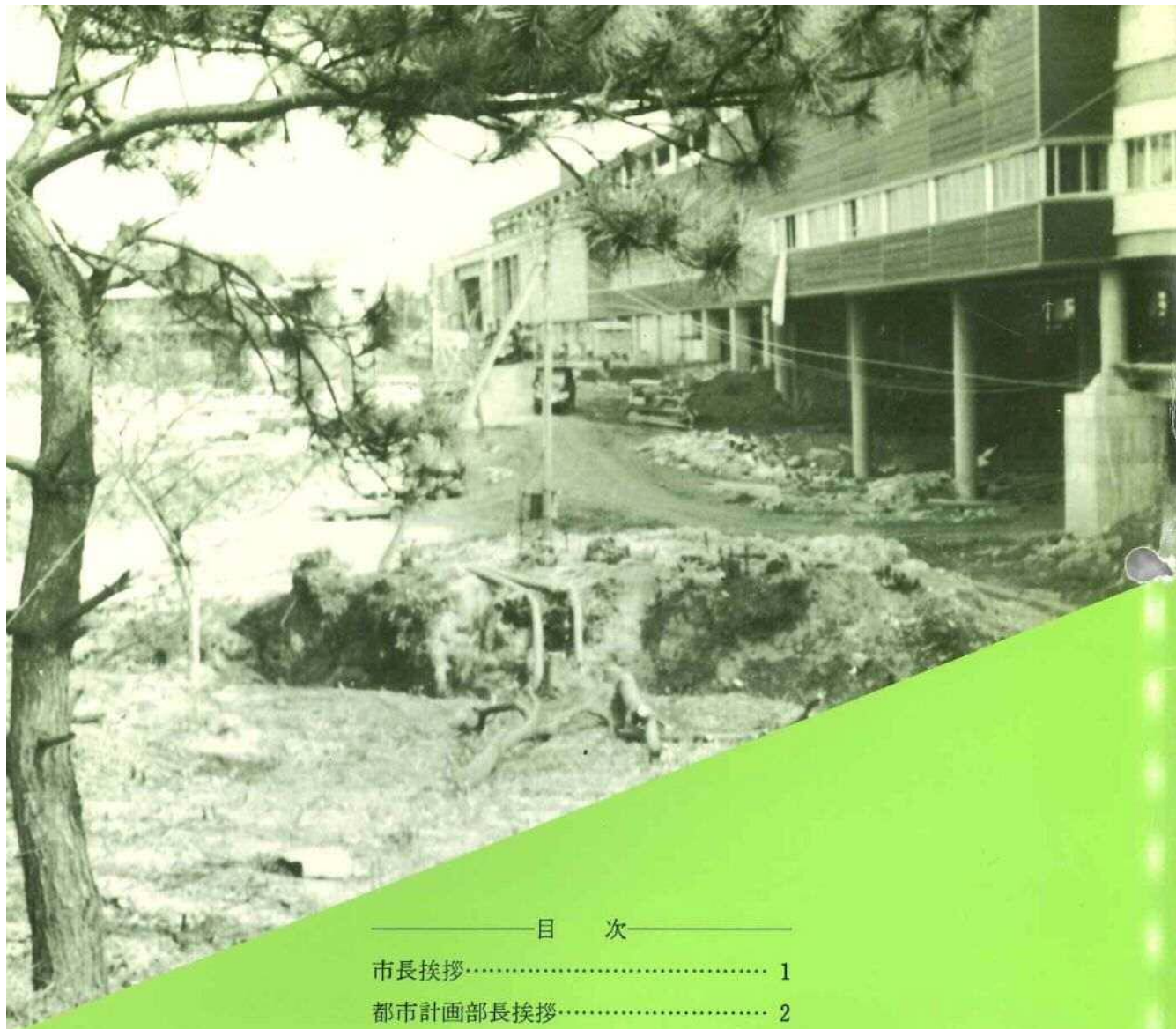


明るい魅力あるまちづくり

東播都市計画西明石土地区画整理事業の記録



明石市



目 次	
市長挨拶	1
都市計画部長挨拶	2
審議会会長祝辞	3
明石市ならびに西明石地区の 位置・地勢・沿革	10
明石市における土地区画整理事業	12
整理前の地区の状況	13
都市計画の決定	15
西明石土地区画整理事業の概要	15
審議会および評価員	31
換地設計	34
仮換地指定・換地計画	35
換地処分	40
建物移転工事	48
事業費	52
陳情・訴訟・不服申し立て	52
資料編	53



西明石土地区画整理事業 (西明石駅前地区)の完成にあたって

このたび、西明石土地区画整理事業（西明石駅前地区）が昭和37年に着手以来、長い歳月を経て完成をみましたことは、ご同慶にたえません。

ご承知のように、当事業は、国鉄の複々線化と西明石駅の移設、新幹線西明石駅の新設、あるいは明姫幹線計画等、時代の動向を背景に、地域住民のみなさんの住環境整備への熱意の中で事業が推進され、実を結んだものであります。

当時の姿を思いおこしますとき、`新しいまち、として整備され、発展を遂げつつある昨今の当地域の現況には、まことに目をみはるものがあります。

申すまでもなく土地区画整理事業は、生活環境施設の整備改善、あるいは良好な宅地の供給等、その成果はまことに大なるものがありますが、同時に事業の進捗にあたっては多大の困難が克服されなければなりません。

幸いにして本地区は、関係権利者の深いご理解とご協力をはじめ、関係官庁、審議会及び評価員、並びに地域住民のご助力により、計画どおり所期の目的が達せられましたことについて心から感謝の意を表する次第であります。

本市は、現在、昭和65年を目標に人口を30万人と想定し、時代の推移と市民の要望に対応した明石のまちづくりの指針として、明石市新長期総合計画の策定作業を進めているところでありますが、本地域の地理的条件はますます重要性を深めてまいることと存じます。どうかみなさま方におかれましては、今後とも市政各般にわたって、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当西明石地域のますますの発展とみなさまのご多幸を祈ります。

昭和56年2月

明石市長 衣笠 哲



記念事業誌の発刊にあたって

都市とは、多数の人々のさまざまな生活が息づく、きわめて動的な構造を持つ環境であります。従って、町の整備改善を進めるにあたっては、そこに住み、働く人々の生活意識や行動様式、量をトータルに把握し、新しい町としての方向づけを決定し、設定していかなければなりません。

こうした方針のもと、時代の要請に応じて昭和37年に着手いたしました西明石土地区画整理事業は、10余年の歳月を経て、今ようやく完成するに至った次第であります。

過去10有余年、幾多の変遷がございましたが、ここに無事完成いたしましたことは、偏に市民ならびに関係者各位の絶大なるご支援とご協力があったことと、深く感謝申し上げます。

このたび、本事業の完成を記念して、その推移と実績をまとめた事業誌を発刊する運びとなりましたが、この記念誌をとおして、本事業の成果が後々の世に語り継がれ、新しい町づくりの指針となって、わが町、明石の新たな発展に寄与していくことを心から願ってやみません。

都市はつねに新たな調和を求めて変化し、成長いたします。今後とも明石市の新しい町づくりに一層のご支援を賜りますようお願い申し上げ、事業誌発刊のご挨拶とさせていただきます。

昭和56年2月

都市計画部長 中西哲三郎



記念事業誌 発刊に寄せて

西明石土地区画整理事業の完成を記念して、その貴重な記録となる事業誌を見ましたことは、誠に意義深いものとして、心からお慶び申し上げます。

昭和36年の本区画整理事業の計画決定以来、10余年の歳月を積み重ね、ここに完成を見るに至ったわけですが、西明石駅を中心に画期的内容をもって展開されました本事業の明石市発展の礎となるその意義と価値は、明石市のこれからの長い歴史の中で高く評価されていくものと信じます。

事業収束にあたって忘れてならないことは、当該施行区域内における土地所有者、借地権者をはじめとする多くの関係権利者各位が、こぞって個人的立場を超え、本事業に積極的に協力されたことであり、また、事業遂行にあたって、国や県との交渉に、あるいは市民との対話に昼夜分たぬ努力を続けてこられた市担当職員各位のご労苦であります。

昭和65年を目標に、新たな町づくりを進めるにあたって、今後、市政上誠に多事多難なものがあるかと存じますが、市長をはじめ市職員の皆様が本事業に示された誠意と努力をもって対処される限り、理想的な明石の町が実現されるものと確信いたします。

明石市の一層の繁栄を祈り、記念誌発刊の祝辞といたします。

昭和56年2月

駅前地区審議会会長 入江宗太郎



歴史的事業の 完成を祝して

今日、「地方の時代」といわれ、豊かな地域社会の確立が望まれています。思い返せば、わが国全体が高度経済成長の時代へと一歩踏み出し、地域開発の気運が高まり始めた昭和30年代後半において、当西明石地区の区画整理による新しい町づくりが始められたのであります。

以来10余年、幾多の曲折を経ながらも、ここにめでたく事業の完成を見ましたことは、本事業に携わった者として、これに優る喜びはありません。

都市は住む人の心の豊かさにはぐくまれ、発展するものであるといわれますが、本事業を見事に完成させましたその原動力は、市の周到な計画と誠意に溢れた運営管理はさることながら、それを支えた関係者皆様ならびに市民の皆様の深いご理解と力強いご支援をおいて他にありません。

多くの衆知と支援を集めて展開された本事業は、まさに明石市発展の歴史を飾る画期的事業であり、その成果はこれからの新しい町づくりの指針となり、その意義と価値は永遠に高く評価され続けていくものと確信いたします。

本事業の完成記念事業誌の発刊に心からのお慶びを申し上げますとともに、明石市の一層の発展と益々の繁栄を祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

昭和56年2月

駅西地区審議会会長 山口才治







明石市ならびに 西明石地区の 位置・地勢・沿革

明石市の位置

明石市は東経 135 度の日本標準時子午線の通過都市として知られ、兵庫県の中南部、阪神都市圏と播磨都市圏が接する地点に位置する。市域は東西15km、南北2～5 kmで、面積は約49km²。東および北は神戸市に、西は加古川市、稲美町、播磨町に接し、南は瀬戸内海（明石海峡）をへだてて淡路島と相対する。

明石市の地勢と気候

本市の地勢は、第3紀層からなる台地の上になだらかな段丘地形をなし、北部の標高80m 程度の丘陵地をのぞいて、肥沃な平野が瀬戸内海沿岸に向かって大き

くひろがっている。

こうした段丘地形のために河川の規模は小さく、古くから灌がい用溜池が数多く散在している。

気候は、平坦な地勢が瀬戸内海に面しているため、比較的温暖で、清澄な空気と明るい太陽に恵まれ、快適な自然条件を有している。

西明石地区の位置

当地区は、本市の中央部よりやや東、国鉄山陽本線・西明石駅（国鉄明石駅の西方3 km）の北側に位置し、土地区画整理区域の南部は国鉄山陽本線に沿って東西に、一般国道2号線をまたいで市道西明石21号線まで北部にひろがる。総面積は47haである。

西明石地区の地勢

北部の鳥羽小学校付近より、東西ならびに南に向かってなだらかに傾斜する。つまり、鳥羽小学校東方より、東端和坂方面、上ヶ池方向へと傾斜するわけである。その傾斜度は東西約1/300、南北約1/400である。

明石市の沿革

昭和6年（1931年）に西八木海岸で発見された数十万年前の明石原人の腰骨とか、西部地区で発掘された縄文時代の土器、大蔵谷、大久保地区で発見された弥生時代の稲作集落跡などをとおして、わが町明石は、先史時代から住みよい土地柄であったことがうかがえる。

古事記、日本書紀の時代には明石国造が置かれ、大化改新後、山陽道の入口、西国への交通の要衝としていちじるしい発展を遂げる。明石海峡を望むすぐれた景勝は、万葉の昔から、柿本人麿をはじめとする文人墨客の来遊を呼び、平安時代には紫式部が明石を舞台にした源氏物語「明石の巻」を書くなど、風光明媚な自然環境とともに、馥郁の文化につつまれた地区であった。

中世、近世に至るに及んで、幾多の変遷をたどり、大坂の夏の陣後、小笠原忠真が明石10万石の城主となって、現在の明石城を築く。天和2年（1682年）に松平家が藩主となつてのち、幕末までその城下町として、栄えたが、その間、用水が引かれ、荒地が開墾されるなど、明石の町は都市としての形を整えていった。

明治に至り明石県、姫路県（飾磨県）を経て、明治9年（1876年）、兵庫県に編入、明治22年（1889年）、町村制施行とともに明石町となるが、その3年前に東経135度の日本標準時子午線通過都市としての制定を受けている。

大正8年（1919年）に明石市となり、それから60余年、時代の波に洗われながらも近代化の一途をたどり、いまや人口25万余の都市として成長し、新たな発展期を迎えている。

西明石地区の沿革

江戸時代から明治にかけての明石市の歴史の主役は、明石川をへだてた東の地域——明石城を中心とした旧城下町一帯である。それに対し、本事業の該当地域西明石付近は、いくつかの村落が点在する以外、ほとんどが田園であった。

明治末期に至って、国の近代化政策にのっとり、わ

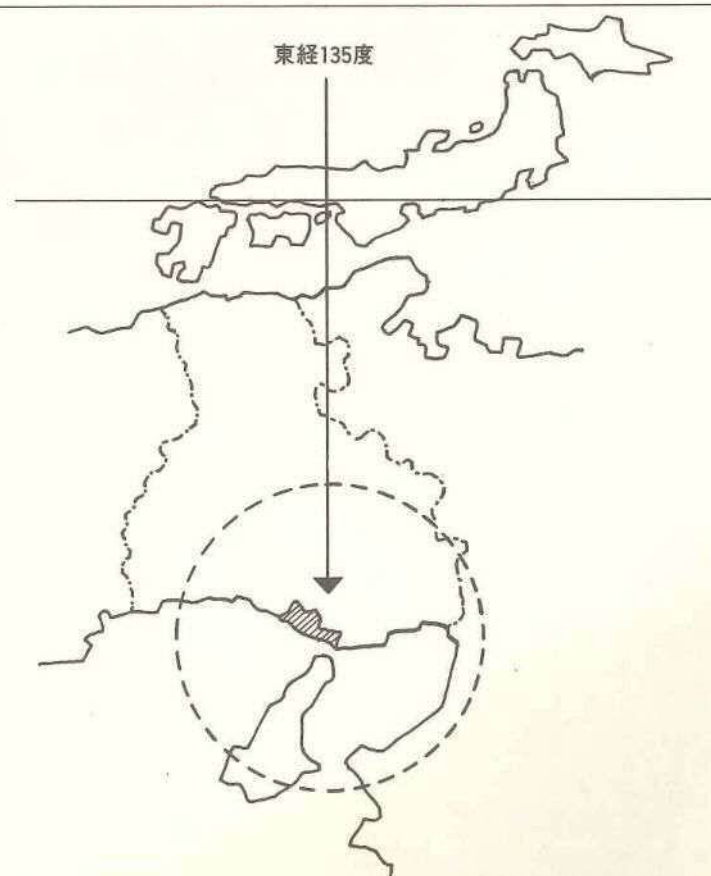
が町明石も徐々に工業化の一途をたどり始める。昭和に入って、さらにピッチが上がり、中小工場が数多く建設され、これを取り囲むように一般住宅が建ち並び、本市西部地区も新しい発展期を迎える。やがて第2次世界大戦が始まり、日本全土が戦時色につつまれ出した頃、航空機工場が進出、工業化がさらに進む。山陽本線・西明石駅が誕生したのはその頃のこと（S21. 4. 省線西明石駅）であった。

昭和20年、戦災によって市の中核部は灰じんに帰すが、戦後はすみやかに復興の気運が高まり、戦争の傷跡は年ごとにいやされていった。そして、経済白書に「戦後が終わった」と書かれ、日本経済が新たな進展を見せ始めた昭和32年、県による播磨臨海工業地帯の開発が始まると同時に、国道2号線を中心に当事業地域付近も、いちだんと活況を呈し始める。

国電終始発駅である西明石駅をもつ交通至便な立地条件が着目されて、駅南部には民間デベロッパーによる宅地造成が広範囲に進められ人口流入がいちじるしく高まった。駅北部については、いづらか開発の余地が残されてはいたものの、阪神地域からの分散人口を受け入れるために快適な居住環境を備えた市街地をいかに形成していくかが、当時の課題であった。こうした時代に応えて、西明石駅の移設を契機に昭和37年に計画され、実施に移されたのが、当西明石土地区画整理事業である。

昭和48年3月、山陽新幹線が開通し、新幹線西明石駅が営業を開始、本地区は東播地域のターミナル地区となったが、事業発足以来、6度の計画変更と、17年の歳月を経てここに完成、ターミナル地区にふさわしい市街地形成を整え、新しい歴史を刻むこととなった。

明石の位置



明石市における
土地区画整理事業

現代は都市化の時代といわれる。本市においても位置的な要因などから、都市化の波はきわめてドラマチックに押し寄せ、今や、市域の大半を占める市街化区域の整備をいかに効率的に進めるかが、都市計画はもとより、市政の重要課題となっている。

明石市における土地区画整理事業

	地区名	施行者	目的	事業年度						
				昭和	10年	20年	30年	40年	50年	60年
施行済	復興市長	戦災復興		21～55年						
	魚住市	宅地造成		36～46年						
	西明石駅前(1工区)	市街地整備		38～53年						
	西明石駅前(2工区)	宅地造成		38～53年						
	西明石駅前(3工区)	市街地整備		45～53年						
	大道路	宅地造成		41～53年						
施行中	鳥羽市	新市街地整備		43～58年子						
	大道北部	宅地造成		47～57年子						
	弁財天	新市街地整備		52～59年子						
	大久保駅前	市街地整備		52～60年子						
施行済	上の丸太寺組合	新市街地整備		2～4年						
	大蔵谷字中尾太寺共同	新市街地整備		8～14年						
	大蔵谷組合	公共施設整備・新市街地整備		11～30年						
	鳥羽第一个人	宅地造成		18～25年						
	朝霧町個人	宅地造成		35年						
	魚住町西岡知事	宅地造成		39～40年						
	明石西県土地開発公社	宅地造成		40～41年						
	大久保東知事	宅地造成		43～53年						
	奥県土地開発公社	宅地造成		47～50年						
	朝霧組合	宅地造成		49～52年						
	松陰谷八木川組合	宅地造成		51～55年						
	大溝ノ上共同	宅地造成		52～53年						
	蛸蛉池個人	宅地造成		53～54年						
	中尾組合	宅地造成		54～59年子						
施行中	大溝ノ上西組合	宅地造成		54～56年子						
	半ノ蔵組合	宅地造成		55～58年子						

本市は、近畿圏整備法にもとづき阪神工業地帯の人口、産業を分散させ、定着させるため開発整備するよう位置づけられた都市開発区域であり、県勢振興計画においても本市をふくむ東播地区の果たす役割が示唆されている。こうした時代の要請に応じて、本市では、●土地利用計画にもとづき、●市街地の動向および誘導すべき方向を考慮して●必要な都市施設を確保し●快適な住環境を有する市街地形成を進めている。もちろん、その整備にあたっては、単に線的、点的に進めるのみでは大きな成果は期待できない。既成市街地と

その周辺部、そして新市街といった地域の特性に応じた面的整備の可能な事業手法こそ、最も望まれるものであろう。

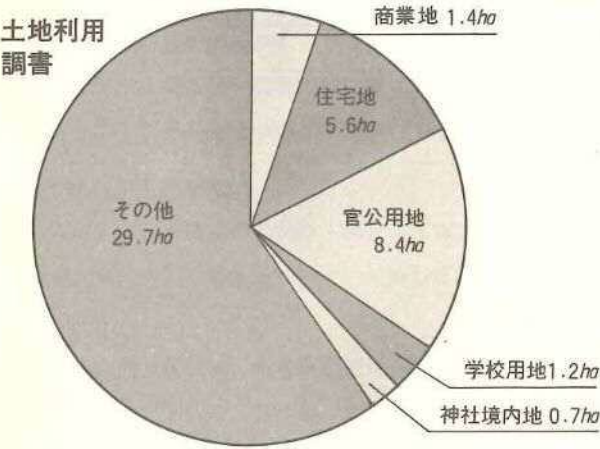
その方法として、一部を民間開発に委ねることはあっても、過去の実績、事業効果から見て土地区画整理事業は最も効果的な手法といえる。当西明石土地区画整理事業などはその一例である。

今後、こうした公共団体施行はもとより、市政の理念である「心のかようコミュニティづくり」を基本とした、市民による「まちづくり」の手法である組合施行による事業の推進も同時に指導助成し、健全な市街化区域の整備を積極的に推進していく方針である。

整理前の
地区の状況

本地区の国道以北は、ほとんど農耕地にして、地区内の宅地は農家のほか、学校、社地、溜池など約15%を占め、農業生産によって大半の収益を得ているが、本地区の付近は播磨臨海工業地帯整備の促進に伴う大小工場の誘致の実現および地区内の駅開設に伴って、理想的住宅地として囑目されている。

なお、西明石駅より120m北に一般国道2号線が東西に走っており、地区周辺には、小久保、中谷山住宅、鳥羽、和坂の集落および国鉄西明石官舎、川崎航空機株式会社の鳥羽社宅、県・市営花園住宅などがあり、そのうち鳥羽社宅はすでに土地区画整理事業（個人による）にて整備されたものである。



土地所有権と借地権

住民との折衝は、事業を進めていくうえで最も基礎となるものである。

ひとくちに住民といっても、地区内外の住民、一般市民とそれぞれ立場が異なり、事業に対する考え方も違う。そのうえ地区内住民といっても、土地所有権者、借地権者、建物所有権者、借家権者と、その権利に応じて事業に対する認識、さらに進めて折衝の内容・方法も異なってくる。そして、その一人ひとりに事業が与える影響は、客観的にはもちろん、主観的にも千差万別である。

事業を計画し、実施する側としては、このような状況をいかに多くの立場の異なる人々にその立場に応じて理解を求めるかが当面の課題であったことはいうまでもない。

当地区は、前述のとおり農地が該当地域面積の半数以上を占めている。

当時の記録によると、農地耕作者一つを例にとっても、自作農の耕作者数は39、小作農は6となっており、市街地区域の様相を呈しながらも、農業従事者は上記のように現存していたことは事実である。

実際、昭和36年6月、当時、地区内土地所有権者に送られた「西明石土地区画整理事業に関する説明会開催について」（明計第138号）の一部に、このような一節がある。「猶、貴殿所有地について借地または小作などの関係者がありましたら、是非御誘い合せの上、御出席下さるよう重ねてお願い致します。」

また、事業の計画と推進にあたって、幾度となく説明会を開き、事業に対する理解と協力を求めたのである。

土地所有権と借地権

土地の筆数、所有者数及び地積

工区	筆数	所有者数	地積	1筆当たり平均地積	1人当たり平均所有地積
1工区	192	116	37,890.17	197.0	326.64
2工区	668	347	239,086.43	357.9	689.01
3工区	223	114	66,311.28	297.3	581.68
計	1083	577	343,287.88	316.9	594.95

(注) 民有地の宅地のみ

借地権の件数、借地者数及び地積

工区	筆数	借地権者数	地積	1筆当たり平均地積	1人当たり平均借地地積
1 工区	6	15	2139.43 ^{m²}	356.57 ^{m²}	142.76 ^{m²}
2 工区	—	—	—	—	—
3 工区	1	1	99.17	99.17	99.17
計	7	16	2238.60	319.80	139.91

土地所有地積の規模

規模	1 工区		2 工区		3 工区		計	
	筆数	地積	筆数	地積	筆数	地積	筆数	地積
50 ^{m²} 未満	39	1,075.74 ^{m²}	73	1,596.65 ^{m²}	27	705.68 ^{m²}	139	3,378.07 ^{m²}
50～100 ^{m²}	33	2,574.70	120	9,041.30	34	2,554.65	187	14,170.65
100～200 ^{m²}	52	7,945.58	111	16,211.22	67	9,911.65	230	34,068.45
200～300 ^{m²}	31	7,557.41	81	20,233.81	34	8,539.34	146	36,330.56
300～400 ^{m²}	19	6,539.80	77	27,014.34	14	4,873.81	110	38,427.95
400～500 ^{m²}	9	4,028.74	51	22,847.63	11	4,939.29	71	31,815.66
500 ^{m²} 以上	9	8,168.20	155	142,141.48	36	34,786.86	200	185,096.54
計	192	37,890.17	668	239,086.43	223	66,311.28	1083	343,287.88

借地地積の規模

	1 工区		2 工区		3 工区		計	
	筆数	地積	筆数	地積	筆数	地積	筆数	地積
10 ^{m²} 未満	1	5.78 ^{m²}	—	— ^{m²}	—	— ^{m²}	1	5.78 ^{m²}
10～50 ^{m²}	1	46.28	—	—	—	—	1	46.28
50～100 ^{m²}	3	221.73	—	—	1	99.17	4	320.90
100～200 ^{m²}	4	688.30	—	—	—	—	4	688.30
200～300 ^{m²}	2	472.23	—	—	—	—	2	472.23
300 ^{m²} ～以上	2	705.11	—	—	—	—	2	705.11
計	13	2,139.43	—	—	1	99.17	14	2,238.60

道 路

本地区には、主要幹線道路として地区の南部を東西に走る現況10～11mの道路幅を有する一般国道2号線があり、さらにこれより分岐して地区内に通じる幅員5.5mの市道西明石28号線ならびに幅員5mの市道26号線、23号線の3路線がある。ほかに地区の北端に鳥羽北ノ口より鳥羽小学校を経て西方向、鳥羽新田方面に通じる幅員3.5mの道路があるが、それ以外は畦道程度の数路線があるのみで、増大する交通量に耐えるものではなかった。

道 路

種別	1 工区		2 工区		3 工区		計	
	延長 m	面積 m ²	延長 m	面積 m ²	延長 m	面積 m ²	延長 m	面積 m ²
国道(里道を含む)	1127.7	8515.94	3630.9	10,257.80	2704.5	11,955.08	7463.1	30,728.82
県道	—	—	—	—	—	—	—	—
市道	64.4	659.95	—	—	365.0	6,976.00	429.4	7,635.95
計	1192.1	9175.89	3630.9	10,257.80	3069.5	18,931.08	7892.5	38,364.77

広場・公園・緑地

広場、公園、緑地と称せられるものは存在しなかった。

水 路

地区の北辺より南行する数線の水路があり、一般にかんがい、および排水兼用水路としての位置、幅員などは適当とはいいがたいが、かんがいに支障はなく、排水状態は、おおむね良好であった。

水 路

	延長 m	面積 m ²	備考
1 工区	843.00	1138.92	
2 工区	2176.00	5005.57	
3 工区	697.80	3099.16	
計	3716.80	9243.65	

都市計画の決定

道路計画

昭和30年以後、隣接西部3ヵ町村合併にともなう市域拡張と、人口流入による交通量の増大などに対処できる街路網を設定、以後の都市計画、土地利用の根幹となるⅡ.1.2号国道線西、Ⅱ.2.7藤江鳥羽線の変更・決定を見るにいたった。

さらに昭和37年3月、西明石土地区画整理事業にあわせて、Ⅱ.2.9西明石駅前線、Ⅱ.3.20鳥羽中央線、43年11月にⅡ.1.6新幹線駅前線がそれぞれ追加された。

種別	路線名	決定年月日	公告番号
都市計画街路	Ⅱ.1.2国道線西	{33.3.31} S44.5.20	建・告第2579号
	{Ⅱ.2.7} Ⅱ.3.5藤江鳥羽線	{21.8.14} S50.2.21	県・告第337号
	Ⅱ.2.9西明石駅前線	{37.3.14} S43.11.28	建・告第3460号
	Ⅱ.3.20鳥羽中央線	{37.3.14} S41.11.7	建・告第3651号
	Ⅱ.1.6新幹線駅前線	{43.11.28} S46.11.30	県・告第1684号

(当初)

防火地域・準防火地域

防災都市づくりを推し進めるために、西明石駅周辺は準防火地域に指定、安全環境を約束している。

用途地域

昭和48年9月25日付(兵庫県告示第1547号)で、新都市計画法にもとづき変更の告示を受け、現在に至っている。

商業地域は、概ね国鉄西明石駅を中心とした地域周辺に決定されており、近隣商業地域は、商業地域周辺部、幹線道路の沿線地域とされている。

住居地域、第2種住居専用地域はそれぞれ現在の住環境と将来構想にもとづいて決定されている。

土地区画整理事業

本地区は、東播都市計画の一環として策定された西明石土地区画整理事業(207ha)の施行区域の一部である。

なお、残る区域は、現在鳥羽地区・弁財天地区及び鳥羽新田地区として、施行中、または計画中である。

西明石土地区画整理事業の概要

本地区は、国鉄明石駅の西方約3kmの地点にある国鉄西明石駅の北側に位置している。沿革ですでに述べたように、本事業は阪神地域からの分散人口の流入に対応し、かつ健全なる市街地整備を図るために昭和37年に計画されたものである。

本事業は、当初、資金的な面から二つの工区に分けて、昭和38年に着手され仮換地指定、建物移転・道路工事と順調に作業が進んだ。ところが、昭和41年5月、施行区域内を山陽新幹線が斜断して通過し、当地区内に新幹線西明石駅舎が設置されることが発表されるに及んで、昭和44年5月、第1工区の一部変更を行なったほか、第3工区の追加をはじめ、事業の進捗にともなう第3次、第4次、第5次、第6次の計画変更を行い、駅前広場、道路、公園などの公共施設の再検討と、溜池の埋め立て、水路の地下埋設などの立体的改修を逐次進めてきた。

もちろん、この計画変更は、近代都市としての基盤形成をより強固にするためのものであった。

上記・西明石駅前地区の成果を見ながら、昭和44年、行政区境界までを鳥羽地区とし、事業を実施する。この地区は保留地処分金を主な財源として計画されたものだが、山陽新幹線の通過と併せ、同対策審議会答申の主旨を生かし、環境改善を目的とした水準の高い設計内容で着手され、事業が最盛期を迎えるに及んで、付近はすぐれた住宅地として装いを一新するにいたる。

さらに上記二地区に続き、その西側、弁財天地区が、昭和52年より事業実施される。この地区の事業特色は、旧集落周辺に街区修景施設として、各公園を接続する形で緑地を配置し、その中に散策道を設け、市民の心豊かなレクリエーションの場とすることである。

残る区域——鳥羽新田、森田地区は、市街化の進展に合わせて、それに対応した新しい市街地としての整備計画が進められている。

昭和52年7月に竣工した新幹線西明石駅前広場を中

心に、国道2号線及び明姫幹線と直結するよう配置された幹線道路の順次供用開始によって、明石市のみならず東播地域のターミナル地区として、また、緑の自然環境に恵まれた健全な住宅地として、今、西明石地区は新しい歴史を築きつつある。

当初都市計画決定

- 都市計画の種類および名称
明石都市計画西明石土地区画整理事業
- 都市計画を定める土地の区域
明石市大字和坂、大字小久保、鳥羽、藤江及び大久保町大字森田の各一部
- 面積
201.9ha
- 公告年月日
昭和37年2月2日（建設省告示第156号）

都市計画の変更（第1回）

- 都市計画を定める土地の面積の変更
- 面積
203.9ha
- 公告年月日
昭和44年5月15日（建設省告示第1979号）

都市計画の変更（第2回）

- 都市計画の名称の変更
東播都市計画西明石土地区画整理事業
- 公告年月日
昭和46年3月16日（兵庫県告示第361号の2）

都市計画の変更（第3回）

- 都市計画を定める土地の面積の変更
- 面積
207.3ha
- 公告年月日
昭和46年11月30日（兵庫県告示第1686号）

事業計画の推移

・事業計画の決定

- 縦覧公告 昭和37年10月26日
明石市告示第17号
- 縦覧期間 昭和37年 自10月30日
至11月12日
- 設計認可 昭和37年12月27日
建設省告示第562号
- 事業認可 昭和38年1月12日
- 公告 昭和38年1月22日
兵庫県告示第34号

・事業計画の変更（第1回）

- 設計の概要認可 昭和39年11月20日
兵庫県指令計画第2408号-1
- 変更理由 資金計画の変更

・事業計画の変更（第2回）

- 縦覧公告 昭和43年11月7日
明石市告示第19号
- 縦覧期間 昭和43年 自11月9日
至11月22日
- 事業認可 昭和43年12月26日
兵・指・計第1067号
- 公告 昭和44年1月10日
兵庫県告示第17号
- 変更理由 地区面積の変更

・事業計画の変更（第3回）

- 縦覧公告 昭和45年2月10日
明石市告示第7号
- 縦覧期間 昭和45年 自2月12日
至2月25日
- 事業認可 昭和45年4月24日
兵・指・計第27号
- 公告 昭和45年5月1日
兵庫県告示第541号
- 変更理由 地区面積の変更（8.1ha追加）

・事業計画の変更（第4回）

- 縦覧公告 昭和47年2月7日
明石市告示第11号
- 縦覧期間 昭和47年 自2月8日
至2月21日
- 事業認可 昭和47年4月18日
兵・指・計第17号
- 公告 昭和47年5月2日
兵庫県告示第615号
- 変更理由 新幹線による道路の変更

・事業計画の変更（第5回）

- 事業認可 昭和49年4月6日
兵・指・計第5号
- 公告 昭和49年4月19日
兵庫県告示第760号
- 変更理由 資金計画の変更

・事業計画の変更（第6回）

- 縦覧公告 昭和53年9月5日
明石市告示第142号
- 縦覧期間 昭和53年 自9月6日
至9月19日
- 事業認可 昭和53年11月28日
兵・指・計第527号
- 公告 昭和53年11月28日
兵庫県告示第2688号
- 変更理由 地区面積の変更

施行規程の決定

- 東播都市計画西明石土地区画整理事業
（西明石駅前地区）施行規程
（昭和37年12月25日 条例第44号）

西明石土地区画整理事業のあゆみ

- 昭和37年2月2日 西明石土地区画整理事業施行区域の決定（201.9ha）
（建設省告示第156号）
- 3月14日 都市計画街路決定
（Ⅱ.2.9西明石駅前線、Ⅱ.3.20鳥羽中央線）（建設省告示第565号）
- 12月25日 施行規程決定（条例第44号）
- 12月27日 土地区画整理事業設計認可
（建設省告示第562号）
- 昭和38年1月12日 土地区画整理事業の認可
- 1月22日 公告（兵庫県告示第34号）
- 5月10日 土地区画整理審議会委員選挙期日
公告（1・2工区）
（明石市告示第22号）
- 5月30日 所轄登記所への届出
- 7月13日 公園緑地決定（1号上が池公園）
（建設省告示1644号）
- 7月20日 土地区画整理審議会委員の決定
公告（1・2工区）
（明石市告示第32号）
- 昭和39年4月1日 評価員の選任（1・2工区）
- 11月20日 事業計画の変更・資金計画の変更
（第1回）
（兵庫県指令計画第2408号—1）
- 12月25日 仮換地指定（1工区）
- 昭和40年4月6日 仮換地指定（2工区）
- 11月11日 仮換地指定（2工区）
- 昭和41年5月11日 新幹線ルート発表
- 11月7日 都市計画街路変更決定
（Ⅱ.3.20鳥羽中央線（建設省告示第3651号））
- 昭和43年9月10日 土地区画整理審議会委員選挙期日
公告（1・2工区）
（明石市告示第12号）
- 11月28日 都市計画街路決定
（Ⅱ.1.6新幹線駅前線—駅前広場を含む）

昭和43年11月28日 都市計画街路変更決定
(Ⅱ.2.9西明石駅前線)
(建設省告示第3460号)

12月6日 土地区画整理審議会委員の決定公
告(1・2工区)
(明石市告示第22号)

昭和44年1月10日 事業計画の変更—地区の変更
(第2回)(兵庫県公告第17号)

5月15日 都市計画(施行区域)変更
(建設省告示第1979号)

5月20日 都市計画街路変更決定
(Ⅱ.1.2国道線西(建設省告示第
2579号))

昭和45年5月1日 事業計画の変更(第3回)
(兵庫県告示第541号)
(新幹線ルート決定に伴う地区面積
の変更(47.05 ha))

6月15日 土地区画整理審議会委員の決定公
告(3工区)
(明石市告示第62号)

昭和46年10月27日 仮換地指定(3工区)

11月30日 都市計画街路変更決定
(Ⅱ.1.6新幹線駅前線(兵庫県告
示第1684号))

12月9日 公園の都市計画決定(2号神田公
園、3号宮西公園)
(明石市告示第90号)

昭和47年3月15日 新幹線開通

5月2日 事業計画変更—設計の変更
(第4回)(兵庫県告示第615号)

昭和48年9月25日 用途地域、防火地域の指定
(兵庫県告示第1547号)

10月17日 土地区画整理審議会委員選挙期日
の公告(1・2工区)
(明石市告示第78号)

昭和49年1月12日 土地区画整理審議会委員の決定公
告(1・2工区)
(明石市告示第2号)

4月19日 事業計画変更(資金計画の変更)
(第5回)(兵庫県告示第760号)

昭和50年2月21日 都市計画街路変更決定
(Ⅰ.3.5藤江鳥羽線(兵庫県告示
第337号))

9月23日 土地区画整理審議会委員選挙期日
の公告(3工区)
(明石市告示第87号)

9月30日 公園緑地決定
(4号上が池公園)
(兵庫県告示第1982号)

12月12日 土地区画整理審議会委員の決定公
告(3工区)
(明石市告示第87号)

昭和52年6月 新幹線駅前広場の完成

昭和53年11月21日 土地区画整理審議会委員選挙期日
の公告(1・2工区)
(明石市告示第172号)

11月28日 事業計画変更—施行地区の変更
(第6回)
(兵庫県告示第2688号)

昭和54年1月20日 土地区画整理審議会委員の決定公
告(1・2工区)
(明石市告示第9号)

7月2日 換地計画の縦覧公告
(明石市告示第94号)

8月27日 換地計画の認可
(兵庫県指令都開第398号)
換地処分通知の発送

11月9日 換地処分公告
(兵庫県告示第2690号)
町名変更の公告
(兵庫県告示第2691号)
法務局に換地処分公告の通知

11月14日 登記嘱託

11月14日 清算金確定の通知発送

12月14日 登記完了の通知

昭和55年1月18日 清算金の徴収・交付事務開始

3月31日 清算金の徴収・交付事務は分割納
付等を除き完了

○公共施設の整備計画

道 路

都市計画決定された道路を幹線道路とし、それらと
有機的連携を保つ区画街路は、当地区の有効な土地利
用を前提に計画され設定された。

広 場

駅前広場計画については将来乗降客数を新幹線・在
来線を合わせて72,000人として、新幹線駅前に5250㎡、
在来線駅前に1,100㎡の広場を策定した。

種 別	路 線 名	決定年月日	公 告 番 号
区画街路	幅 員 12m	(2423.91) [㎡]	
	〃 11m	(3,537.91)	
	〃 8.5m	(320.77)	
	〃 8m	(9,815.62)	
	〃 6m	(36,194.41)	
	〃 5m	(1,257.21)	
	〃 4m	(2457.62)	
	〃 3m	(176.83)	
	〃 2m	(162.32)	
駅前広場	新幹線駅前広場	昭和43.11.28	建告3460号

公 園

公園については、1haに対する地区住民を100人を計
画目標とし、住民1人当たり3㎡の基準で公園の設置
計画を立てた。

種別及び名称	面積 _(㎡)	決定年月日	公告番号
1号(上ヶ池公園)	4,164.07	昭和38.7.13	建・告 1644号
2号(神田公園)	2,983.97	昭和46.12.9	明・告 90号
3号(宮西公園)	4,939.11	昭和46.12.9	明・告 90号
4号(上ヶ池公園)	3,667.67	昭和50.9.30	兵・告 1982号

排 水

排水計画については本市下水道計画で採用している
時間雨量48.8mmの流下係数をC＝0.4と定めるビルク
リ実験公式にもとづいて流量を算定、最寄の溜池ある
いは既設排水路へ、側溝または管渠により誘導流入す
るよう立案した。

公共施設別調書

種別	区分	路 線 名	幅員m	延長m	面 積 ㎡
街 <					